



■ 令和 6 年分所得税確定申告のポイント (住宅ローン控除) ■

令和 6 年中に入居した場合の住宅ローン控除は次の通りです。若者夫婦世帯、子育て世帯 (以下「若者夫婦世帯等」といいます。) の優遇措置は借入限度額の上乗せのみとなりますので、他の要件は変わらないことに注意が必要です。

① 借入限度額の上乗せ対象者

- イ) 年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者
- ロ) 年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者
- ハ) 年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者

※個人若しくは配偶者の年齢が 40 歳未満であるかどうか若しくは扶養親族の年齢が 19 歳未満であるかどうか又はその者が上記の個人の配偶者若しくは上記の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和 6 年 12 月 31 日 (これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時) の現況によるものとされています。

② 令和 6 年中に入居した場合の住宅ローン控除の適用関係 (財務省住宅税制に関する資料)

借入 限度 額	新築住宅 買取再販住宅 (※1)	認定 住宅 等	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	若者夫婦世帯等 5,000 万円	若者夫婦世帯等以外 4,500 万円
			ZEH 水準省エネ住宅	若者夫婦世帯等 4,500 万円	若者夫婦世帯等以外 3,500 万円
			省エネ基準適合住宅	若者夫婦世帯等 4,000 万円	若者夫婦世帯等以外 3,000 万円
		その他の住宅 (※2)	0 円 (※3 一定の場合には 2,000 万円)		
既存住宅		認定住宅等	3,000 万円		
		その他の住宅	2,000 万円		
控除 期間	新築住宅・買取再販住宅		13 年 (その他の住宅は 10 年)		
	既存住宅		10 年		
	合計所得金額		2,000 万円		
	控除率		0.7%		
床 面 積	合計所得金額 : 2,000 万円以下		50 m ² 以上		
	合計所得金額 : 1,000 万円以下		40 m ² 以上		

※1「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいいます。

※2「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅をいいます。

※3 令和 5 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた場合又は令和 6 年 6 月 30 日以前に建築された場合